



「伝えたい阿蘇の農業遺産資源」支援事業

資源の保全・継承に取り組む団体等を募集します！！

1 支援対象者

「伝えたい阿蘇の農業遺産資源」の登録された資源(別表)の保全・継承に取り組む任意団体、NPO法人、個人等



後世に残したい阿蘇の資源を一緒に
守りませんか？

1 団体あたり

15万円を上限に支援します！



2 支援内容

対象となる事業内容

① 農業遺産資源の保全・継承策の策定に関する取組み

資源を守っていくための保全・継承策を作成するために必要な経費。

例)

- 資源の保全・継承のために必要な地域住民などとの話し合い及び合意形成に要する費用
・ 会議開催経費(会場借り上げ代、講師等への謝金等)
- 農業遺産資源の現状・課題の調査に要する費用
・ 調査費用(活動に要する燃料費等)

② 農業遺産資源の保全継承策の実施に関する取組み※

農業遺産資源の保全・継承策に基づく活動の経費。

※①の資源の保全・継承策を策定していることが必要となります。

例)

- 農業遺産資源の保護や次世代への継承を行う取組み
・ 農業遺産資源の修繕、景観維持、伝統的祭りの復活等に要する経費
- 農業遺産資源を活用して、地域の活性化を図る取組み
・ 新たな加工品開発、販路拡大等に要する経費

阿蘇地域は、国連により2013年に世界農業遺産に認定を受けています

注意！：酒類等の飲食費用、施設整備や1件3万円以上の機械等購入に要する経費等は
原則として対象になりません。

：本事業で作製した成果物（商品、看板、小冊子等）には、
原則として「阿蘇地域世界農業遺産ロゴマーク」を掲載してください。

掲載がなかった場合、交付決定を取り消す場合があります。

：事業の円滑な推進のため、提出書類については可能な限り電子データ（エクセル、ワード）
での提供をお願いします。

お問い合わせ先

●阿蘇地域世界農業遺産推進協会事務局（県阿蘇地域振興局農業普及・振興課内）
TEL：0967-22-0622 FAX：0967-22-3563



3 応募期間

令和7年(2025年)4月15日(火)～令和7年(2025年)6月6日(金)

4 応募先

本事業の応募は、市町村窓口をお願いします。

●阿蘇市(阿蘇市役所農政課)
TEL:0967-22-3274

●南小国町(南小国町役場農林課)
TEL:0967-42-1144

●小国町(小国町役場産業課)
TEL:0967-46-2112

●産山村(産山村役場経済建設課)
TEL:0967-25-2213

●高森町(高森町役場農林政策課)
TEL:0967-62-2915

●南阿蘇村(南阿蘇村役場農政課)
TEL:0967-67-2706

●西原村(西原村役場産業課)
TEL:096-279-4396

※応募用紙について

応募用紙は、阿蘇地域世界農業遺産推進協会ホームページ↓でダウンロードできます。

URL：<http://www.giahs-aso.jp> QRコード⇒



また、各市町村の窓口、阿蘇地域世界農業遺産推進協会事務局

(熊本県阿蘇地域振興局農業普及・振興課)で受け取ることができます。